

# 横浜薬科大学大学院

## 履修規程

### 第1章 履修科目

- 第1条** この規程は、横浜薬科大学大学院（以下「本大学院」という。）に関し、授業科目の履修について必要な事項を定めるものとする。
- 2 本大学院学生（以下「院生」という。）は、別表—1—1、別表—1—2又は別表—1—3の科目を履修しなければならない。

### 第2章 履修方法

- 第2条** 博士前期課程の修業年限は2年、博士後期課程の修業年限は3年とし、博士課程の修業年限は4年とする。
- 2 院生は、修業年限の2倍を超え在学（以下「在学年限」という。）することができない。
- 第3条** 授業科目の配当年次は別表—1—1、1—2及び1—3に示すとおりとする。院生が修得しなければならない単位数は以下のとおりとする。
- (1) 博士前期課程の院生は別表—1—1の中から共通必修科目20単位に加え、創薬コース5単位以上又は漢方薬学コース5単位を修得し、更に共通選択科目から5単位以上の合計30単位以上
- (2) 博士後期課程の院生は、別表—1—2の中から必修科目16単位以上
- (3) 博士課程の院生は別表—1—3の中から必修科目21単位及び選択科目9単位以上の合計30単位以上
- 2 共通選択科目及び選択科目は別表—1—1、1—2及び1—3により、当該専攻学年、学期に配当されている科目の名から選択履修しその単位を修得しなければならない。
- (1) 選択科目の履修にあたっては、「選択科目履修願」を所定の期日までに提出しなければならない。
- (2) 履修を開始した科目を途中で放棄する場合は、履修放棄者として必ず「選択科目履修辞退願」を教務課に提出しなければならない。
- (3) 選択科目の単位修得方法は、必修科目と同様とし、第12条に定める出席時間不足者は履修放棄とみなし第5章に定める単位認定試験及び再試験又は追試験（以下それぞれ「単位認定試験」、「再試験」、「追試験」という。）を受験する資格を与えない。
- (4) 前々号、前号の履修放棄において「選択科目履修辞退願」を提出しない場合、当該科目を第19条に定める失格科目とみなす。
- (5) 選択履修した科目が、第19条に定める欠点科目となった場合、再度「選択科目履修願」を提出することなく別に示される再試験を受験して、単位を修得することができる。
- (6) 授業科目の選択にあたっては、あらかじめ研究指導教員の指導と承認を受けるものとする。
- 3 課題研究は研究指導教員のもとで行われ、課題研究発表及び学位論文の作成の指導等を受けるものとする。

**第4条** 教育上必要と認めるときは、別表—1—1、1—2及び1—3に示す授業科目についてあらかじめ指定した日時にメディアを活用することにより、当該授業を行う教室以外の場所で履修させることができる。ただし、通信手段については同時双方向又はオンデマンド型によるものとする。

**第5条** 課程の修了要件は、以下のとおりとする。

(1) 博士前期課程の院生は、本大学院に2年以上在学し、別表—1—1に定める科目について総計30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、課程の目的に応じ、修士論文または特定の課題についての研究成果の審査及び最終試験に合格しなければならない。

ただし、優れた業績を上げた者については、博士前期課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

(2) 博士後期課程の院生は、本大学院に3年以上在学し、別表—1—2に定める科目について総計16単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、優れた業績を上げた者については、博士後期課程に2年以上在学すれば足りるものとする。

(3) 博士課程の院生は、本大学院に4年以上在学し、別表—1—3に定める科目について総計30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、優れた業績を上げた者については、博士課程に3年以上在学すれば足りるものとする。

**第6条** 第18条1項、2項及び3項に規定する入学前に当該大学院または他の大学院において修得した単位を当該大学院において修得したものとみなす場合、当該単位数その単位の修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で認定した期間、在学したものとみなすことができる。

2 前項の適用にあたり、博士前期課程においては少なくとも1年以上在学するものとするとともに、博士前期課程を修了した者の博士後期課程における在学期間については、適用しない。

### 第3章 単位計算基準

**第7条** 各科目の単位数は次の基準による。

(1) 講義及び演習は15時間から30時間をもって1単位とする。

(2) 実験・実習は30時間から45時間をもって1単位とする。

### 第4章 出欠管理及び欠席届

**第8条** 出欠の管理は、科目ごとに原則として教務課において行う。

**第9条** 授業開始から10分までの入室を遅刻、授業終了前10分以降の退室を早退とし、それ以外は欠席とする。また遅刻・早退は3回をもって欠席1回分とする。

**第10条** 許可なく教室等を退室した場合は、その時間を欠席とするのみならず、担当教員は当該授業その後の授業に出席することを停止することができる。

**第11条** 出席を欺瞞した場合は、その時間を欠席とするのみならず、担当教員は当該授業のその後の授業に出席することを停止することができる。

**第12条** 出席がその科目の授業時間の3分の2に満たないときは、当該科目の第14条に定める単位認定試験を受けることができない。

- (1) 単位数1の科目の場合は、欠席4回以上
- (2) 集中講義が実施される場合は、その科目の欠席が講義時間数の3分の1を超えた場合

**第13条** 止むを得ない事由により授業を欠席した場合は、次のように処理しなければならない。

- (1) その日から7日以内に理由を添えて届け出ること。
- (2) 「本学の教育課程」に定める病気による欠席の場合は、医師の診断書を添えて届け出ること。
- (3) 忌引きによる欠席は、以下に定める期間、受験資格喪失基準から除外される。
  - ア 死亡者が父母の場合：7日以内
  - イ 兄弟・姉妹の場合：5日以内
  - ウ その他教授会の認めた場合：日数はその都度通知
- (4) 届出を怠った場合は、止むを得ない事由の欠席として認められず、受験資格を失うことがある。

## 第5章 単位認定試験

**第14条** 履修した授業科目の試験は、学期末または学年末に行う。評価は主としてレポート提出にて行う。

- (1) 科目により、論文発表会での発表内容、口頭試問に対する回答により評価する。
- (2) 科目により、平常の成績または報告をもって代えることができる。

**第15条** 次のいずれかに該当する場合は、試験を受けることができない。

- (1) 受験の3日前までに、その期までの授業料、その他諸納付金を納入していないとき。
- (2) 第12条に定める出席時間不足により受験資格を喪失したとき。

**第16条** 止むを得ない事由により、単位認定試験を受けることが出来なかった学生のうち、第13条に定めた処理をした者には、1回限りの別の試験（以下「追試験」という。）を行う。

- 2 追試験において不合格となった学生に対して、第17条に定める定期試験の再試験に相当する試験は原則として行わない。

**第17条** 単位認定試験において不合格となった学生に対して、原則として毎年度1回限りの別の試験（以下「再試験」という。）を行う。

- 2 博士前期課程における2年次開講科目のうち、追試験・再試験の結果、不合格となった科目については、最終試験として追加の再試験を行うことがある。
- 3 第24条の第3項に定める修了延期生が有するすべての欠点科目については、修了延期生再試験として追加の再試験を行うことがある。

## 第6章 単位の認定

**第18条** 教育上有益と認めるときは、他大学院において修得した単位を15単位を超えない範囲で、研究科委員会の意見を聴いて、学長が本大学院における履修により修得したのものとして、認定することができる。

2 教育上有益と認めるときは、院生が本大学院に入学する前に他大学院において修得した単位を15単位を超えない範囲で、研究科委員会の意見を聴いて、学長が本大学院における履修により修得したのものとして、認定することができる。

3 本大学院の科目等履修生であった者が本大学院に入学した場合は、履修科目について、本大学院で履修したのものとして、認定することができる。

4 第1項、第2項及び第3項で修得したもののみなすことのできる単位数は、合わせて20単位を超えないものとする。

5 再入学及び転入学した学生の、入学時の単位認定については別に定める。

**第19条** 試験の成績は、優・良・可及び不可とし、優・良・可を合格、不可を不合格とする。また、出席時間不足により試験を受験できない場合は失格とし不合格とする。

優・・・・・・・・(100点～80点)

良・・・・・・・・(79点～70点)

可・・・・・・・・(69点～60点)

不可・・・・・・・・(59点以下)

失格・・・・・・・・(出席時間不足により受験できない。)

不合格となった科目を各々「欠点科目」及び「失格科目」という。

**第20条** 第16条により認定された科目の成績は80点を上限とする。第17条により認定された科目の成績は60点を上限とする。

**第21条** 次の場合は、当該科目及び当該科目が実施されている学期（前期又は後期）中において受験した全ての科目の成績を0点とする。また、当該学期中の未受験科目の受験資格を全て失う。

(1) 不正な方法によって受験したとき。

(2) 不正な不法によって他人に受験の便宜を提供したとき。

(3) その他、不正行為のあったとき

**第22条** 提出日時を経過したレポート、論文等の単位は認定しない。ただし止むを得ない事由により研究指導教官及び科目担当者の許可を得た場合はこの限りではない。

## 第7章 未取得単位の修得方法及び再履修の手続き

### 第23条

(1) 正規履修生

定められた科目を履修中の学生で、次に定める修了延期生を除く学生

(2) 修了延期生

第5条に定める修了要件を満たしていないため、修了認定を受けられなかった学生

**第24条** 欠点科目及び失格科目を有する学生は、次の方法により単位を修得しなければならない。

- (1) 欠点科目を有する正規履修生は次年度以降に実施される過年度分の追試験・再試験を追加の再試験として受験して単位を修得しなければならない。  
ただし、課程の修了年次の院生については、必要により別に示す追加の再試験を受験することができる。
- (2) 失格科目を有する正規履修生は、所定の手続きを修得したのち、研究科委員会の意見を聞いて学長が受験資格を与えた場合に限り、次年度以降に実施される当該科目の再試験を利用して単位を修得することができる。
- (3) 修了延期生は、別に示される再試験を受験して、未修得単位を修得しなければならない。また、当該科目を再履修することにより、当該年度に限り、履修年次の正規履修生と同様の要領により単位を修得することができる。

## 第8章 学位論文

**第25条** 学位論文の審査を願い出ようとする者は、学位論文に申請書、学位論文の要旨、参考文献があるときは当該参考論文を添えて、研究指導教員を通じ研究科長に提出するものとする。

- 2 学位論文の提出部数並びに期限については別に定める。
- 3 学位論文の審査は、研究科委員会に設置された論文審査委員会（以下、「審査委員会」という。）で行う。
- 4 学位論文の合否評価は、審査委員会の報告に基づき研究科委員会の意見を聴いて学長が行う。
- 5 研究科長は審査にあたり公開発表会を開催するものとする。

## 第9章 最終試験

**第26条** 最終試験は、所定の単位を取得し、かつ学位論文の審査に合格した者について行う。

- 2 最終試験は、学位論文を基に、これに関連する授業科目について筆記または口頭により、審査委員会がこれを行う。

**第27条** 学位論文の審査及び最終試験については、横浜薬科大学大学院学則及び横浜薬科大学学位規程に定めるほか、細部は別に定める。

## 第10章 雑則

**第28条** この規程の改廃は、研究科委員会の意見を聴いて、学長が行う。

### 附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

## 薬科学専攻 博士前期課程

## 1 授業科目及び単位

科目 区分	授 業 科 目	単 位		備 考
		必修	選択	
共 通 選 択 科 目	ケミカルバイオロジー特論		2	
	応用薬理学特論		2	
	食品衛生薬科学特論		2	
	レギュラトリーサイエンス特論		2	
	高度研究機器特別演習		1	
	モデリング・シュミレーション演習		1	
創 薬 コ ー ス	創薬有機化学特論		2	
	分子生物学特論		2	
	システム生体機能学特論		2	
	薬物動態学特論		2	
	薬科学大学院特別講義		1	
漢 方 薬 学 コ ー ス	漢方薬学特論		2	
	漢方・総合医療薬学特論		2	
	漢方薬学・生薬学臨床演習		1	
共 通 必 修	薬科学研究論文	4		
	課題研究	16		
合 計		20	24	

## 2 履修方法

大学院に2年以上在学し、共通必修科目20単位に加え創薬コース5単位以上または漢方薬学コース5単位を修得し、さらに共通選択科目から5単位以上、合計30単位以上修得しなければならない。

## 薬科学専攻 博士後期課程

## 1 授業科目及び単位

科目 区分	授 業 科 目	単 位		備 考
		必修	自由	
自由 科目	ケミカルバイオロジー特論		2	
	応用薬理学特論		2	
	食品衛生薬科学特論		2	
	レギュラトリーサイエンス特論		2	
	高度研究機器特別演習		1	
	モデリング・シュミレーション演習		1	
	創薬有機化学特論		2	
	分子生物学特論		2	
	システム生体機能学特論		2	
	薬物動態学特論		2	
	漢方薬学特論		2	
	漢方・総合医療薬学特論		2	
	漢方薬学・生薬学臨床演習		1	
必 修 科 目	薬科学大学院特別講義	1		
	課題研究	15		
合 計		16	23	

## 2 履修方法

大学院に3年以上在学し、共通必修科目16を修得しなければならない。

自由科目は、他の大学院修士課程を修了し、本学薬科学専攻博士前期課程の科目を履修していない者が、これらの科目を履修できるように設定するもので、博士前期課程の選択科目と同一である。

## 薬学専攻 博士課程

## 1 授業科目及び単位

科目 区分	授 業 科 目	単 位		備 考
		必修	選択	
選 択 科 目	分子薬化学特論		2	
	バイオリジクス創薬特論		2	
	臨床生化学特論		2	
	臨床薬理学特論		2	
	臨床薬物送達学特論		2	
	臨床薬物評価学特論		2	
	分子衛生薬学特論		2	
	漢方医療薬学特論		2	
	総合医療薬学特論		2	
	ファーマコメトリクス演習		1	
	精密分析機器特別演習		1	
必 修 科 目	臨床薬学大学院特別講義	1		
	課題研究	20		
合 計		21	20	

## 2 履修方法

大学院に4年以上在学し、必修科目21単位および選択科目9単位以上、合計30単位以上修得しなければならない。